

石油系クリーニング機械の規制について

用途地域による建築物の制限

建築基準法により用途地域内の建築物の制限が定められている。
(建築基準法第27条、第48条、第68条の3関係)

用途地域	石油系クリーニング機械の設置の可、不可
第一種低層住居専用地域	不可
第二種低層住居専用地域	不可
第一種中高層住居専用地域	不可
第二種中高層住居専用地域	不可
第一種住居地域	不可
第二種住居地域	不可
準住居地域	不可
近隣商業地域	不可
商業地域	不可
準工業地域	可
工業地域	可
工業専用地域	可

左記の表のとおり石油系クリーニング機械の設置可能な地域は
準工業地域
工業地域
工業専用地域
の3種類の地域となります。
※ただし、設置可能な地域であっても、消防法により所轄消防署へ届出、認可申請が必要な場合があります。

※消防法

消防法では、火災の予防上危険とみなされる物品を**危険物**として指定し、その性状によってこれらを区分している。

石油系溶剤は

類別	性質	品名	危険等級
第4類	引火性液体	第2石油類 (引火点が21℃以上70℃未満のもの)	Ⅲ

ほとんどの製品が上記表のように第2石油類に属する。

指定数量

消防法では**危険物**の区分によって「指定数量」という量が定められていて、消防法の規制はこれに基づいて行われる。

石油系溶剤を含む第2石油類は

	指定数量
第2石油類	1,000ℓ(非水溶性液体)

1,000ℓが指定数量となる。

使用の届け出

危険物を使用する設備などを設置するときには、取り扱う**危険物**の量によって消防署へ届け出が必要になる。
指定数量の1/5以上、指定数量未満の**危険物**を扱う場合には消防署へ届け出が必要になる。

第2石油類で、200ℓ以上1,000ℓ未満の貯蔵量 → **届け出が必要**

例：石油系ドライ機のベースタンクの容量が200ℓ以上1,000ℓ未満の機械を設置した場合
(複数台設置してある場合はベースタンク容量の総合計量)

第2石油類で、1,000ℓ以上の貯蔵量 → **認可申請と危険物取扱の有資格者が必要**

例：石油系ドライ機のベースタンクの容量が1,000ℓ以上の機械を設置した場合
(複数台設置してある場合はベースタンク容量の総合計量)

第2石油類で、200ℓ未満の貯蔵量 → **※1 届け出不要**

例：石油系ドライ機のベースタンクの容量が200ℓ未満の機械を設置した場合
(複数台設置してある場合はベースタンク容量の総合計量)

※1 届け出の必要は無いが、火災予防条例三十条(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの遵守事項)に該当する。